平成２４年（フ）第２３２号
福井県鯖江市定次町311番地　ドーム311陽和602
債務者　白﨑　靖悟
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
兵庫県川西市向陽台３丁目６番地の17、前住所兵庫県川西市丸山台３丁目５番地の118
債務者　小池　　修
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１号
佐賀県唐津市和多田天満町１丁目６番８号、申立時の住所佐賀県唐津市菜畑3422番地１グランドメゾン唐津406号
債務者　藤田　英樹
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２２４号
岩手県岩手郡雫石町長山西寄内103番地１
債務者　村上　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６９号
山口県岩国市元町２丁目３番３―201号　ロイヤル元町
債務者　石橋　秀一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７５号
山口県岩国市美和町渋前1560番地２
債務者　北林　夏生
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１８０号
名古屋市守山区小幡常燈１番43号
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１３号
神戸市兵庫区須佐野通２丁目１番27号
債務者　明谷　愼吾
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５２号
神戸市長田区明泉寺町１丁目５番５―409号
債務者　橋口　　光
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０号
長崎県雲仙市小浜町北本町1300番地Ｂ　朝日山団地Ｂ棟402号、前住所長崎県南高来郡小浜町北本町14番地13
債務者　永石　俊和
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目５番８号　松風荘
債務者　中山　芳子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目70番地
債務者　佐藤　和江
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市浦賀１丁目11番１号　シャトレ浦賀302
債務者　大野　圭太
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７５号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＦ―308
債務者　長島　孝子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市平作２丁目21番７号　黒坂アパート202
債務者　袖ケ浦　秀
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８６号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目21番１号　石井ハイツ202
債務者　南舘　兵武
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０８号
青森県八戸市新湊２丁目５番12号
債務者　櫛桁　徳男
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係